

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会議名	令和7年度第1回木津川市子ども・子育て会議		
日時	令和7年7月17日（木） 午後2時00分～午後3時15分	場所	木津川市役所 市役所5階全員協議会室
出席者	委員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 なし
	庶務	こども未来課	■公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について 【資料1-1～1-3】 (2) 公立幼稚園・保育所再編実施計画（素案）について 【資料2-1～2-3】 (3) 医療的ケア児の保育所等受け入れガイドラインの見直し について【資料3-1～3-3】 (4) 令和8年度木津川市保育施設利用調整基準点表について（案） 【資料4-1、4-2】 (5) その他 4 閉会		
会議結果要旨	1 開会 事務局より、開会宣言。市長あいさつ及び各委員紹介は、短時間での会議を執り行うため、割愛させていただく旨のお詫びと会議成立要件定足数の報告。子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法、木津川市子ども・子育て会議条例を設置根拠として設置される市の附属機関である旨等説明。 2 会長あいさつ 熱中症のこどもへの影響が心配されるが、議論の方は暑さに負けず盛り上がってほしい。忌憚のない意見を頂きたい。本日もどうぞよろしくお願い申し上げる。なお、署名委員は出席委員の中から指名させていただくことになっており、本日の会議録の署名委員については、岡森委員を指名させていただく。		

3 議事

主な意見・質疑等は次のとおり

(○：質疑・意見 ⇒：質疑に対する返答)

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について 【資料1-1～1-3】に基づいて説明。

令和8年度に実施予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の現時点でのスケジュール、施設の許認可基準に関する市議会9月定例会に提案予定の条例（案）、制度内容について説明。

・こども未来部長補足説明：

本事業は、令和6年度から一部の自治体で試行的に実施。こども家庭庁においてもあり方検討会を設けるなど、一定事業効果を検証している状態。京都府内では京都市、宇治市が現在取組んでいるところ。

児童福祉法の改正により制度が法制化され、内閣府令の基準の中で、7年度事業の利用可能時間は、月10時間以内と定められているが、8年度以降の上限時間については、現在は不明。

市条例において自治体の裁量権に応じた時間設定を制度化していくことが必要である。保育認定を受けずとも一定時間、保育を受けることができる制度。

今回、市議会9月定例会に提案予定の条例については、施設設備や保育士の配置基準などの認可の基準を定めるものであり、保育所や認定こども園等と同等の基準を具備しているもの。運営に関する基準というのはまだ国の方で示されていない。例えば利用料をどう取るかや、一定の運営費の給付基準等についての国の基準自体はまだ制定されていない。国の基準が明らかになった際にもご意見をいただきながら、今後運営に関する条例について制定していきたい。

事業実施時期については、国からは、令和8年度から給付制度の開始と言われており、本市としては令和8年4月1日より運営を開始したいが、運営の基準がまだ国で定まっていないため、制度設計をして、3月に議会で条例に諮ってということになれば、なかなか4月の運営スタートは困難であると懸念している。十分国の動き、他市の進捗状況等、連携しながら進めていきたい。

【質問・意見】

○制度内容が、運営側からすると受け入れ体制が整っていない状態であると感じている。利用見込みや周知方法、内容はどのような予定か。
⇒具体的な量の見込みについては、なかなか運用段階に入らないとわか

らないところもあるが、概ね保育サービス等を受けていない未利用対象児は、全体で700人程度と見込んでおり、先般3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」における乳児等通園事業の量の見込みの考え方についての計算式では、令和8年度から4年間は、35人前後での利用があるものと見込み利用定員としている。

周知方法については、今回施設許認可に関する条例案を示し、12月に運営基準条例を示せる予定であり、広報、市HP等を通じて周知を行ってまいりたい。

（2）公立幼稚園・保育所再編実施計画（素案）について

【資料2-1～2-3】に基づいて説明

既存の公立保育所民営化等実施計画及び公立幼稚園再編実施計画の計画を再編統合して、一体的に再編を推進するため、木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画を策定する素案。

【質問・意見】

○保護者の立場からみると、説明会があった後、パブリックコメントをやるものではないか。

⇒現行の保育所民営化等実施計画と公立幼稚園再編実施計画の際にも、パブリックコメント前に保護者会に説明したという経過があり、保護者会に説明する予定。

・補足説明

国全体では、出生数70万人を割ったと報告されており、全国的に出生数が急激に減少。本市も同じような状況で出生数が減ってきている状況であり、必然的に就学前の人口も減少している。教育保育の無償化以降、令和2年からニーズが上がり、延伸してきたという経過があるが、今回、公立幼稚園と合わせて、再編についてどういう方向づけをしていくべきかの計画を策定する提案である。

1期の対象園については、木津保育園分園の閉園と、相楽保育園と相楽幼稚園を統合した中の認定こども園化ということを示し、現行の保育所民営化等計画や、公立幼稚園の再編計画の内容から若干変更はある。また、特に木津保育園分園、加茂地域や山城地域の公立の保育園の定員数に対する実利用人員がかなり減少している。令和元年から4年ぐらいまでは、4月5月は空いていたとしても、年度途中において空き定員はほぼなくなったという状態であったが、ここ数年の間に出生数の減少とともに、空きの状況が年度を通して空いているというような状況にある。このような状況の中、計画延伸していた対象園について、計画の

	<p>実施を進めていきたい。</p> <p>(3) 医療的ケア児の保育所等受け入れガイドラインの見直しについて</p> <p>【資料3－1～3－3】に基づいて説明</p> <p>園内での安全な医療的ケアを実施するため、医師からの「医療的ケア指示書」の取扱いについて、見直しを行うもの。</p> <p>【質問・意見】</p> <p>○同意書の一つ一つの同意する項目について、漏れがあるかもしれない ので、他の同意書でもよくあるが、最後にチェック欄があつたらよいの では。</p> <p>⇒最終的に同意書とか申込書を提出いただくが、それまでに保護者と何 回も面談し、医師との面談等も実施した中で、こういった項目16項目を 丁寧に説明した上で最終この同意書を出していただいているため、最後 に署名する様式としている。</p> <p>○これだけ医療的ケアについて詳細に打ち合わせされて、通われると思 うが、その後小学校に入学される時、支援学校じゃなく、普通の学校に 通わせたいと思った場合、同じように進学できるのか。</p> <p>⇒医療的ケア児の小学校での受け入れは、就学いただくに当たり、事前 に教育委員会での就学支援委員会により、各幼稚園保育園、市内外含め て、来年度就学する予定の幼児について、特に配慮が必要なお子様に關 しては、園の方から報告があり、関係者が寄つて就学をこの先どうして いくかというのをアセスメントしている。その子にとってどういった学 校に進学・就学していくのが一番良いのか、保護者の意向を十分に聞き 取った上で、学校でも対応できるかどうか検討しながら行っていると ころ。</p> <p>市内の小・中学校でも医療的ケア児の受け入れは行っているが、学校 の施設的な問題もあるので慎重に判断していく。教育委員会が医師と繋 がり、話を伺つていくような流れになっている。実際に受け入れる場合、 専門の看護師をつけ、どういうケアが必要なのか、主治医のもと適切な ケアの方法の研修を受けて、主治医のOKが出て初めて、医療的ケアを 開始するという流れになっている。</p> <p>(4) 令和8年度木津川市保育施設利用調整基準点表について（案）</p> <p>【資料4－1、4－2】に基づいて説明</p> <p>令和8年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表 について、多様化する保育ニーズに対応し、保護者の実態に即した取り</p>
--	--

扱いとすることが望ましいと考えられることから、見直しを行う。

【質問・意見】

○すでに上の子が入っている園に対して、同点の場合、優先されるようきょうだい加点があるが、同じ保育園に通えているきょうだいの家庭と別の保育園に通っている家庭がある。きょうだい同じ園に入れたいと思うが、家庭によって違いがあるのは、なぜか。

⇒家庭により、すべての項目で同じ点数かどうかはすぐに把握はできないが、基準点数表により、外勤とか自営業、農業等、基本点数表の勤務時間等で、まずは基本点数を決めていく。さらに、世帯の状況や子どもの状況に応じ調整点数を加点していく。その合計点数を得点の高い方から順番に希望のところに入所決定していく入所調整がある。この優先順位については、同点の場合にこの優先順位で決めていくが、今紹介いただいた実例の方々が同点だったのか、状態がわからないが、基準点数表に従って、入所調整をしている。また、相談窓口において、優先的に入りやすい園とか空き状況をお知らせしながら、相談支援を行っている。

(5) その他

- PLAYFUL PARK・キッズフェスタの実施について
10月25日（土）アスピアやましろ

こども未来部長より

- 子ども子育て支援金について

子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険の保険制度と合わせて、全世代型で保険料の一部を拠出して、国では3.6兆円規模の支援金制度的な基金を作り、子ども施策の財源として活用していく見込み。こども誰でも通園制度における給付制度の一部財源にも充当される予定。

- 熱中症対策と雷注意報の発令時対応について

保育施設等における熱中症及び雷対策について、安全管理を徹底する旨、公民各園と園長会等を通し、情報共有を図っている。

- 不適切保育の防止の徹底について

府内近隣自治体での発生事例を受け、再度公民各園と園長会を通し、情報共有を図っている。

- 熊対策について

小中学生個人に鈴を配布。また、園外活動用に市内全保育施設に、鈴を配布。

	<p>【質問・意見】</p> <p>○特になし。</p> <p>5 閉会</p>
その他 特記事項	特になし